

独立行政法人国際観光振興機構 令和3年度計画

2021年3月31日

独立行政法人国際観光振興機構

独立行政法人国際観光振興機構 令和3年度計画 目次

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
 - (1) 訪日プロモーション業務
 - (2) 国際会議等の誘致・開催支援業務
 - (3) 国内受入環境整備支援業務
2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
 - (1) 組織運営の効率化
 - (2) 業務運営の効率化
 - (3) 業務の電子化及びシステムの最適化
3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - (1) 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画
 - (2) 財務運営の適正化
 - (3) 自己収入の確保
4. 短期借入金の限度額
5. 不要財産又は不要財産になることが見込まれる財産の処分に関する計画
6. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
7. 剰余金の使途
8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
 - (1) 内部統制の充実
 - (2) 情報セキュリティ対策の推進
 - (3) 活動成果等の発信
 - (4) 関係機関との連携強化
 - (5) 人事に関する計画
 - (6) 独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年法律第181号）第10条第1項に規定する積立金の使途

別紙

独立行政法人国際観光振興機構（以下、「機構」という。）の第四期中期計画を実行するため、令和3年度における業務運営に関する計画を以下のとおり定める。

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

（1）訪日プロモーション業務

① 国別戦略に基づくプロモーションの徹底

訪日プロモーション事業の実施主体として、定量的な調査結果等による市場分析に基づき訪日プロモーション重点市場毎に戦略を策定する。

事業の実施にあたっては政府目標の達成に向けて、出入国規制の動向を踏まえつつ、ターゲット層を明確にしたうえで、広告の出稿、ブロガーやメディアの招請、ウェブサイトやソーシャルネットワークの活用などにより訪日旅行の認知率・興味関心度・想起率向上を図るとともに、有力旅行会社キーパーソンへの日本への招請、商談会の開催、共同広告等により競争力の高い訪日旅行商品の造成・販売を促進し予約率向上を目指す。また、地域産物の物販を絡めた地域の観光情報の発信など、通常のプロモーションに加え、試行的に新たな取組を行う。

取組を進めるうえでは、政府目標を踏まえ、個々の事業ごとに定量的目標（KPI）を設定するとともに継続的に見直しを行い、事業成果を厳格に管理するなどPDCAサイクル化を徹底し、適正かつ効果的に事業を実施する。また、各国の状況に精通している外国人有識者等の知見を活用する。

滞在期間が長く、旅行消費額も多い欧米豪を中心とした旅行者や特定の分野に関心を有する旅行者の旅行意欲をかき立てる魅力的な情報発信素材や動画等のプロモーションツールを拡充し、デジタルマーケティングを駆使して日本の多様な魅力への接触機会を増やし、訪日旅行への関心・意欲を効果的に高めるためのプロモーションを実施する。

また、オリンピック・パラリンピック東京大会の開催により、世界中から日本への関心が高まる好機を捉え、地方の観光情報発信を含めた訪日プロモーションの実施に引き続き取り組む。

さらに、新型コロナウイルス感染症の発生を受けた対応として、オンライン事業を中心に、SNS やメディア等を活用した訪日旅行の不安払拭のための正確な情報発信を行い、終息後には、時機を逸することなく、航空会社や旅行会社との連携等により、訪日外国人旅行の需要回復のためのプロモーションを実施する。

数値目標

- ・ 令和3年度中に、機構のソーシャルネットワークサービスのファン数を960万人にする。
- ・ 令和3年度中に、機構が作成するウェブサイト等の年間ユーザー数を4,500万人にする。
- ・ 機構が提供する訪日旅行商品の販売、造成のための商談件数を年33,600件以上とする。
- ・ 商談参加者の評価が、4段階評価で最上位の評価を得る割合が45%以上となることを目指す。

す。

- ・機構が招請したメディアが作成した番組・記事の接触者数を年 3.6 億人以上とする。

② デジタルマーケティングの本格導入

デジタルマーケティングへの対応を強化するため、DMP（データマネジメントプラットフォーム）の継続的な運用により、訪日外国人旅行者の移動履歴等ビッグデータの解析等を行い、データ分析に基づくマーケティングを実施する。また、分析結果を活用した SNS 投稿内容の改良や、リニューアルが完了し、本部による統一的な運用が可能となった多言語ウェブサイトを活用等により、情報発信の高度化を図る。

さらに、データ分析を基にした自治体等へのコンサルティングやウェブサイト等を通じて自治体等の情報発信の品質向上を支援する。

数値目標

- ・令和 3 年度中に、機構のソーシャルネットワークサービスのファン数を 960 万人にする。
- ・令和 3 年度中に、機構が作成するウェブサイト等の年間ユーザー数を 4,500 万人にする。

③ 訪日外国人旅行者の戦略的誘客の実現

新型コロナウイルス感染症の収束後をにらみ、海外現地目線の訪日プロモーションを一層的確に推進するため、本部・海外事務所においてマーケティングなどの専門人材を配置し、事業パートナーに対し、出入国規制やコロナ禍の旅行需要の動向等に関する情報提供を行うとともにオンラインを活用したコンサルティングを積極的に実施し、より効果的な訪日外国人旅行者の誘客につなげる。

また、在外公館、他の独立行政法人、地方自治体、民間企業等と連携を行い、イベントやセミナーの開催、情報発信等オールジャパン体制での誘客を状況に合わせて臨機応変に行うとともに、DESTINATION・ブランド強化を推進する。また、国際的な関心の高まりを背景に、サステナブルツーリズムを推進する。

さらに、地方への訪日外国人旅行者の誘客のために、地方運輸局、地方自治体・DMO 等との連携の促進や地域プロモーション連携室の体制強化により、地域への誘客・消費につながる外国人目線ニーズ等の情報提供や相談対応、地域の観光資源をプロモーションしていくための助言、良質な観光コンテンツの収集・活用、さらには JNTO ウェブサイトの日本語化による情報発信などを通じて、地方が行うプロモーションの質の向上を支援する。

数値目標

- ・事業パートナーに対し、海外事務所員や本部職員による個別コンサルティングを 3,900 件以上実施し、インバウンド関係者の育成とインバウンドビジネスの活性化を目指す。
- ・事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が、4 段階評価で最上位の評価を得る割合が 50%以上となることを目指す。
- ・地方公共団体等国内関係主体を対象に、各種研修会、ワークショップ、セミナー等を年間

25 回以上開催し、地方への誘客等につながる的確な情報やノウハウを提供する。

(2) 国際会議等の誘致・開催支援業務

我が国の MICE (Meeting, Incentive Travel, Convention, Exhibition/Event の総称) 推進においては、「観光立国推進基本計画」(平成 29 年 3 月 28 日閣議決定) に位置づけられている「アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合 3 割以上・アジア最大の開催国」の達成に貢献するよう、引き続き国際会議誘致に関する取組を強化し、案件の多い中小規模の会議を中心に案件発掘を行う。また、MICE 全体に対する誘致策を促進する必要があることから、今後開催予定の東京オリンピック・パラリンピック、ワールドマスターズという大型スポーツイベントを念頭に、情報発信を含めた効果的なプロモーション活動を行い、大型スポーツイベント開催後も見据えた MICE の誘致につなげるよう留意する。

上記を踏まえ、令和 3 年度の具体的な活動としては、海外においては各種 MICE 関連団体等との国際ネットワークを活用し、世界の MICE 市場の動向及び競合する都市や団体による誘致活動に関する情報の収集力・分析力を強化し、今後の市場トレンドの把握や課題の整理を図る。併せて、国内 MICE 関係者に対して、海外 MICE 市場動向に関する最新情報を提供する。また、日本の MICE ブランド・コンセプトに基づき、デスティネーションとしての日本への関心を喚起するコンテンツやコロナ禍における MICE 開催の不安払拭に繋がる情報を発信し、オウンドメディアを軸としたデジタルマーケティングを展開する。

また、国際会議の誘致に関しては、大学・学会・産業界等国内主催者との一層の関係強化・支援強化に取り組む。これらの活動に際し、地域のコンベンションビューローとの役割分担を明確にして効率化を図る一方、我が国のナショナルコンベンションビューローとしての機能を強化する。

更に、ミーティング (M)、インセンティブ (I) については、ポストコロナにおける再開を見据え、ニューノーマルに対応した訪日 MI 旅行のコンテンツ情報の発信を積極的に行う。また、日本全体の誘致力を強化するため、国内のコンベンションビューロー職員等を対象に、より経験値に合わせた段階別の体系的な人材育成プログラムを提供する。

なお、これらの各種取組に当たっては、成果の最大化の観点から、支援対象等の選択と集中の徹底及び効率的な実施に留意することとする。

数値目標

- ・海外の国際会議・インセンティブ旅行主催者等と、機構、国内の地方公共団体及び民間事業者等との商談件数を年 3,400 件以上とする。
- ・商談参加者に対する調査において、商談の評価が、4 段階評価で最上位の評価を得る割合が 30%以上となることを目指す。

(3) 国内受入環境整備支援業務

訪日外国人旅行者の利便性・満足度を向上させるため、国内における受入環境整備として、外国人観光案内所の認定・支援を行う。「観光立国推進基本計画」を踏まえ、特に、多言語

で案内が行える質の高い認定観光案内所を増やすため、観光庁・運輸局と連携し、未認定観光案内所に対し認定制度の説明を行い、認定申請を促すほか、認定観光案内所については、実態調査の結果を踏まえ、研修を実施するなど支援サービスを強化する。

また、認定観光案内所間における密接な情報共有が可能な仕組みの構築・ネットワークの拡充を図る。認定・更新については電子申請システムおよび認定案内所の管理データベースを活用することにより、簡略化・円滑化に向けた改善を積極的に行う。

ツーリスト・インフォメーション・センター（TIC）については、機構のネットワークや民間のノウハウを取り入れた効果的な運営により、対面による質の高い情報提供を行うとともに、案内所支援業務の中核として全国の案内所との連携を強化する。研修会、連絡会等においても模範的な案内や情報・資料等、教育・指導的役割を果たす。さらに、ウェブ、モバイル等の ICT を活用した訪日外国人旅行者にとって利便性の高い観光情報提供機能の拡充を図る。

通訳案内士制度については、訪日外国人旅行者の増加とニーズの多様化に対応するため、通訳案内士法（昭和 24 年法律第 210 号）が改正され、通訳案内士の業務独占規制が廃止されるとともに、全国通訳案内士試験においては、平成 30 年度より筆記試験科目に通訳案内の実務を加える等の試験科目・内容の見直しが行われた。新たな制度の元で安定的に実施していくため、更なる事務の効率化等を図りながら、全国通訳案内士試験の実施に関する事務を行っていく。

数値目標

- ・外国人観光案内所に対する調査において、機構からの支援サービスの評価が、4 段階評価で最上位の評価を得る割合が 70%以上となることを目指す。

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

（1）組織運営の効率化

「明日の日本を支える観光ビジョン」及び「観光立国推進基本計画」を踏まえ、欧米豪市場等をにらみ、組織の強化を図るとともに、新設事務所等については必要な体制整備をさらに進める。また、市場の動向を見極めつつ、プロモーション効果の最大化を図る観点から、本部の組織強化や海外事務所新設の必要性についても随時検討を行い、更なる体制の強化に向けた準備を進める。

また、市場のニーズに即応し、現地目線のきめ細かな訪日プロモーションを推進していくため、海外事務所に一定の権限を与え、迅速な意思決定を可能にするとともに、海外事業者のより一層の活用（海外契約）に努める。

職員の意欲向上を図り、組織を活性化させるため、能力と実績に基づく人事評価を行い、これに応じた処遇を行う。また、人材育成の体系化を進めつつ、内外の研修等を活用し、マーケティング分野をはじめ、職員の能力向上に努める。

職員一人ひとりの能力が十分発揮されるよう、適材適所の人事配置を行うとともに、組織の力が最大化するよう適切な措置を講ずる。

具体的には能力と実績に基づく人事評価を実施し、評価に応じた処遇を行うとともに、特に顕著な実績を残した職員を表彰する「理事長表彰」を実施することにより、職員の意欲向上を図る。また、経営理念に関する研修を通じ、組織としての一体感を醸成する。海外事務所については、成果指標に基づき厳格に評価を実施し、国のインバウンド政策及び市場の動向も踏まえつつ、予算や人員等の経営資源の配分等について不断の見直しを行う。なお、SDGs を踏まえた取組を行い、多様性の確保、環境保全への貢献や働きやすい職場環境の整備等につなげる。

（２）業務運営の効率化

① 効率化目標の設定等

運営費交付金を充当して行う業務については、今中期目標期間中、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）及び業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）の合計について、毎年度平均で前年度比 1. 25 %以上の効率化を行う（ただし、新規に追加される業務、拡充業務は対象外）。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

② 調達等合理化の取組

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）等を踏まえ、公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、外部有識者及び監事から構成される契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施する。また、毎年度策定する「調達等合理化計画」に基づき、一者応札の改善等の取組を着実に実施する。

（３）業務の電子化及びシステムの最適化

業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICT の活用等により、決裁等文書管理をはじめとする業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。

3. 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

（１）予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

別紙のとおり

（２）財務運営の適正化

「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日 独立行政法人会計基準研究会策定、平成 27 年 1 月 27 日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行

う。

また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。

なお、毎年度の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況のほか、新型コロナウイルス感染症による財務への影響にも留意した上で、厳格に行う。

(3) 自己収入の確保

賛助団体・会員制度について、日本を代表する幅広い業種とのパートナーシップを構築するとともに、デジタルマーケティングをはじめとした新たに取り組む事業等を通じて、コロナ禍における賛助団体・会員数の推移に留意しつつ、自己収入の拡大に努める。

4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、100百万円とする。

5. 不要財産又は不要財産になることが見込まれる財産の処分に関する計画

なし

6. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

なし

7. 剰余金の使途

訪日プロモーション等業務、国内受入環境整備支援業務、業務の改善・質の向上のための環境の整備に充てる。

8. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 内部統制の充実

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、内部規程の整備、業務運営方針や組織・業務目標の明確化を行い、役職員による共有を図るとともに、定期的に業務実績や課題を整理し、外部専門家の知見を得て改善を行うなど、内部統制の仕組みが有効に機能することを確保する。

法令等について職員等に対する周知を行い、機構全体のコンプライアンスの更なる徹底を図る。また、機構の運営・事業に関わる海外の法令等に対しては、その内容や最新の状況に十分留意し、適切な措置を講じる。

このほか、内部監査や外部監査等を踏まえ、組織及び業務運営の改善を適切に行う。

(2) 情報セキュリティ対策の推進

「サイバーセキュリティ戦略」(平成27年9月4日閣議決定)等の政府方針を踏まえ、関

連する規程類の策定・見直しを行うとともに、情報セキュリティインシデント対応の訓練や保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策に関する教育などの対策を講じるほか、保守・管理体制を強化し、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組む。

また、上記の対策の実施状況を把握し、PDCA サイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

(3) 活動成果等の発信

訪日プロモーションに係る取組の目的や必要性、その成果について、ホームページや広報活動等を通じて国民にわかりやすく説明するとともに、政府が掲げる目標の達成のために、どのような貢献をしているのかが明確となるような情報発信に努める。

(4) 関係機関との連携強化

在外公館をはじめとする関係省庁、事務所の共用化・近接化を進めている独立行政法人国際交流基金、独立行政法人国際協力機構及び独立行政法人日本貿易振興機構等の政府関係法人、地方自治体やインバウンドに取り組む関係団体・民間企業等とより一層緊密な連携を図る体制を構築し、在外公館等連携事業を活用した海外におけるイベントやセミナーの開催、官民連携事業を活用した情報発信等、オールジャパンで、戦略的、効率的かつ効果的な訪日プロモーションを状況に合わせて臨機応変に実施する。

(5) 人事に関する計画

上記目標の達成に向けて、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、人材確保、人材育成を実施するとともに国内、海外における適切な人事配置を図る。

職員の意欲向上を図り、組織を活性化させるため、能力と実績に基づく人事評価を行い、これに応じた処遇を行うとともに、内外の研修等を体系化し活用することで、能力の啓発に努める。

また、中途採用職員の増加に伴い、職員一人ひとりの能力が十分発揮されるよう、適材適所の人事配置を行うとともに、中期的な職員のキャリアパスを踏まえた人事配置を講じ組織力の強化を図る。

あわせて、地方自治体・民間事業者等からの専門人材の活用を行う。

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について検証した上で、その適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、本部・海外事務所において、勤怠管理システムを活用し、職員の適切な労働時間の把握及び勤怠管理を行い、超過勤務の抑制を図るとともに業務の効率化を図る。

(6) 独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年法律第181号）第11条第1項に規定する積立金の使途

前期中期目標期間の最終事業年度において、独立行政法人通則法第44条の処理を行った後の積立金に相当する金額のうち主務大臣の承認を受けた金額について、前期中期目標期間終了までに自己収入財源で取得し、当期中期目標期間に繰り越した固定資産の減価償却に要する費用等に充当する。

独立行政法人国際観光振興機構 予算、収支計画、資金計画 総表 (2021年度)

一般勘定

1. 予算

(単位:百万円)

区分	訪日プロモーション等業務	国内受入環境整備支援業務	法人共通	合計
収入				
運営費交付金	6,273	17	1,080	7,370
寄附金等収入	243	26	0	269
事業収入	191	96	16	302
事業外収入	-	-	4	4
計	6,707	139	1,100	7,945
支出				
業務経費	20,192	133	-	20,325
受託等経費	338	96	-	433
人件費	-	-	2,724	2,724
一般管理費	-	-	690	690
計	20,530	229	3,413	24,171

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しない場合がある。

[人件費の見積り] 2,703百万円を支出する。

当該人件費の見積りもは、予算表中の人件費の内、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金算定ルール] 別添のとおり。

[注記] 退職手当については、役員退職手当支給基準及び職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

2. 収支計画

(単位:百万円)

区分	訪日プロモーション等業務	国内受入環境整備支援業務	法人共通	合計
費用の部	20,530	228	3,458	24,216
経常費用	20,530	228	3,458	24,216
業務経費	20,192	133	-	20,325
受託等経費	338	95	-	433
一般管理費	-	-	3,413	3,413
減価償却費	-	-	45	45
収益の部	20,529	229	3,458	24,216
運営費交付金収益	19,711	55	3,393	23,159
国際観光振興事業収入	818	174	16	1,008
資産見返運営費交付金戻入	-	-	45	45
事業外収益	-	-	4	4
純利益	-	-	0	0
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	0	0
総利益	0	0	0	0

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しない場合がある。

3. 資金計画

(単位:百万円)

区分	訪日プロモーション等業務	国内受入環境整備支援業務	法人共通	合計
資金支出				
業務活動による支出	20,530	229	3,413	24,171
次期への繰越金	0	0	0	0
計	20,530	229	3,413	24,171
資金収入				
業務活動による収入	6,707	139	1,100	7,945
運営費交付金による収入	6,273	17	1,080	7,370
寄附金等収入	243	26	0	269
事業収入	191	96	16	302
事業外収入	-	-	4	4
計	6,707	139	1,100	7,945

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しない場合がある。

国際観光旅客税財源勘定

1. 予算

(単位：百万円)

区分	訪日プロモーション等業務	国内受入環境整備支援業務	法人共通	合計
収入				
運営費交付金	708	-	-	708
計	708	-	-	708
支出				
業務経費	4,716	-	-	4,716
計	4,716	-	-	4,716

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しない場合がある。

[運営費交付金算定ルール] 別添のとおり。

2. 収支計画

(単位：百万円)

区分	訪日プロモーション等業務	国内受入環境整備支援業務	法人共通	合計
費用の部	4,716	-	-	4,716
経常費用	4,716	-	-	4,716
業務経費	4,716	-	-	4,716
収益の部	4,716	-	-	4,716
運営費交付金収益	4,716	-	-	4,716
純利益	-	-	-	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-	-	-	-
総利益	-	-	-	-

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しない場合がある。

3. 資金計画

(単位：百万円)

区分	訪日プロモーション等業務	国内受入環境整備支援業務	法人共通	合計
資金支出				
業務活動による支出	4,716	-	-	4,716
次期への繰越金	-	-	-	-
計	4,716	-	-	4,716
資金収入				
業務活動による収入	708	-	-	708
運営費交付金による収入	708	-	-	708
計	708	-	-	708

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しない場合がある。

独立行政法人国際観光振興機構 予算、収支計画、資金計画 総表 (2021年度)

交付金勘定

1. 予算 (単位: 百万円)

区分	単一セグメント
収入	
寄附金収入	100
事業外収入	0
計	100
支出	
交付金事業経費	100
計	100

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しない場合がある。

2. 収支計画 (単位: 百万円)

区分	単一セグメント
費用の部	100
経常費用	100
交付金事業経費	100
収益の部	100
寄附金収入	100
事業外収益	0
純利益	-
前中期目標期間繰越積立金取崩額	-
総利益	-

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しない場合がある。

3. 資金計画 (単位: 百万円)

区分	単一セグメント
資金支出	
業務活動による支出	100
次期への繰越金	-
計	100
資金収入	
業務活動による収入	100
寄附金収入	100
事業外収入	0
計	100

(注) 単位未満を四捨五入しているため合計額が一致しない場合がある。